

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年3月8日付けで行った、埼玉県男女共同参画審議会委員公募に関する文書のうち、「面接選考にあたっての質問例」（平成20年5月21日付け）、「面接選考にあたっての質問例」（平成22年5月20日付け）の部分開示決定については、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

(1) 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年2月28日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し次の開示請求を行った。

埼玉県男女共同参画審議会委員公募に関する文書のうち、「面接選考にあたっての質問例」すべて（2008年5月21日付けのものを含むそれ以降に作成されたもの）（以下「本件開示請求」という。）。

(2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として次のア及びイの文書を特定し、平成24年3月8日付けで条例第10条第5号に該当するとして部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

ア 「面接選考にあたっての質問例」（平成20年5月21日付け）（以下「本件対象文書1」という。）

イ 「面接選考にあたっての質問例」（平成22年5月20日付け）（以下「本件対象文書2」という。）

(3) 申立人は、平成24年4月4日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消を求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

(4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年5月29日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明書の

提出を受けた。

- (5) 当審査会は、申立人から、平成24年7月13日に意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成24年8月3日に実施機関の職員から意見聴取を行うとともに補充理由説明書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成24年10月2日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関が不開示とした「質問例」は、条例10条の不開示情報に該当せず、すでに選考は終了していること、面接時から2年経過して社会情勢は大きく変化していることから不開示処分の取消しを求める。
- (2) 一般論として、公正さを担保するものは事後的な情報公開である。また、選考する側の問題意識（職員水準）をオープンにして県民と共有した方がメリットが大きいはずである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書1、2は、男女共同参画審議会公募委員の面接実施にあたっての質問事項であり、ここには面接試験時において、複数の試験官が面接対象者に対し、どのような質問をするのかといった質問例が個別に記載されており、期ごとの質問例では経年による変更はない。これらの項目を公にした場合、質問の内容をあらかじめ推定され、人物試験においてどのような回答をしたらよいかという回答の方向性が示唆され、限られた時間内で面接対象者の人物評価を正確に把握することを困難にするおそれが生じる。委員の公募は任期満了のたびに継続的に実施するもので、開示することにより委員公募事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第5号に該当する。
- (2) 申立人は、「実施機関は本件不開示情報の理由として、条例第10条5号ニ該当性を主張していると思われるが、その説明をする場合には埼玉県行政手続条例第5

条で定められている当該審査基準の内容を示す義務がある」と述べているが、本件は条例第10条第5号イを理由として不開示としたものである。

条例に基づく処分に係る審査基準（知事）の5 事務又は事業に関する情報（条例第10条第5号）についての判断基準の（2）イによると、「試験問題等のように、事前に公開すると、適正かつ公正な評価または、判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にする恐れがあるものがあり、このような情報は、不開示とする。」とあり、条例第10条第5号イに該当する。

5 審査会の判断

（1） 埼玉県男女共同参画審議会について

埼玉県男女共同参画審議会は、男女共同参画の推進に関する、基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議などを行うために、埼玉県男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき設置されているもので、委員の任期は2年、定数は20人以内とされている。

（2） 本件対象文書について

本件対象文書1は、平成20年7月1日から平成22年6月30日までの2年間を任期とする第5期で、本件対象文書2は、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの2年間を任期とする第6期のいずれも埼玉県男女共同参画審議会委員について、男女共同参画の推進に関する活動を行っている者として公募した委員候補者に対して行った面接試験時の質問例が記載されているものである。

（3） 本件異議申立てについて

申立人は、本件対象文書1，2について、実施機関が不開示とした部分は、条例第10条第5号に該当しないとして異議申立てを行ったものである。

（4） 条例第10条第5号の該当性について

条例第10条第5号は、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保するために不開示とする情報について次のように定める。

「県、国若しくは他の地方公共団体（以下この号において「県等」という。）の機

関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

上記引用中の「次に掲げるおそれ」として同号のイからホまでに掲げられた「おそれ」は、いずれも典型的な例示とされている。

実施機関は、「当該文書は面接試験時において、複数の試験官が面接対象者に対し、どのような質問をするのかといった質問例が個別に記載されており、期ごとの質問例では経年による変更はない。これらの項目を公にした場合、質問の内容をあらかじめ推定され、人物試験においてどのような回答をしたらよいかという回答の方向性が示唆され、限られた時間内で面接対象者の人物評価を正確に把握することを困難にするおそれが生じる」として、条例第10条第5号に該当するため不開示としたと主張している。

審査会が見分したところ、確かに、本件対象文書1、2には面接時における具体的な質問内容が記載されていることが認められる。

委員の公募は任期満了のたびに継続的に実施するものであり、これら具体的な質問例を公開すると面接対象者がそれに応じた回答を準備するなどの対策を講じることは十分に予測されることである。

本来、面接では対象者との質疑応答などのやり取りを通して対象者の資質や能力、適性といったものを客観的かつ正確に判断し、評価する必要がある。

しかし、質問例を公開した場合には、面接対象者の回答がどうしても質問例をもとに事前に準備したマニュアル的なものとなり、その人なりの考えを素直に述べているとは言い難くなる。

こうした場合、面接の目的である面接対象者の人物像を正確に把握することが困難になり、実施機関は審議会の公募委員として真に適性のある、一番ふさわしい人物を選考できなくなるおそれがある。

また、たとえば質問例を事前に開示された者とそうでない者との間で面接における実質的な公正さが確保されず、面接自体が形式的なものになってしまうという事態も想定される。そもそも審議会の公募委員には、公募委員として最適な人に県民の代表として意見を述べてもらうことを期待している。にもかかわらず、もしも最

適な人が選考されていない可能性があるとするれば、実質的に県民の十分な意見が反映されていないことになり、こうしたことは県民の利益の損失につながるものでもある。

したがって、条例第10条第5号の不開示情報に該当すると認められるものであり、実施機関の主張は妥当である。

(5) その他

申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

管野 悦子、田代 亜紀、田村 泰俊

審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 5月29日	諮問を受ける（諮問第235号）
平成24年 5月29日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成24年 7月13日	異議申立人から意見書を受理
平成24年 8月 3日	実施機関から説明、補充理由説明書の提出及び審議 （第一部会第75回審査会）
平成24年 8月23日	審議（第一部会第76回審査会）
平成24年10月 2日	申立人の口頭意見陳述及び審議 （第一部会第77回審査会）
平成24年10月30日	審議（第一部会第78回審査会）
平成25年 1月10日	審議（第一部会第79回審査会）
平成25年 2月19日	審議（第一部会第80回審査会）
平成25年 3月18日	答申（答申第185号）